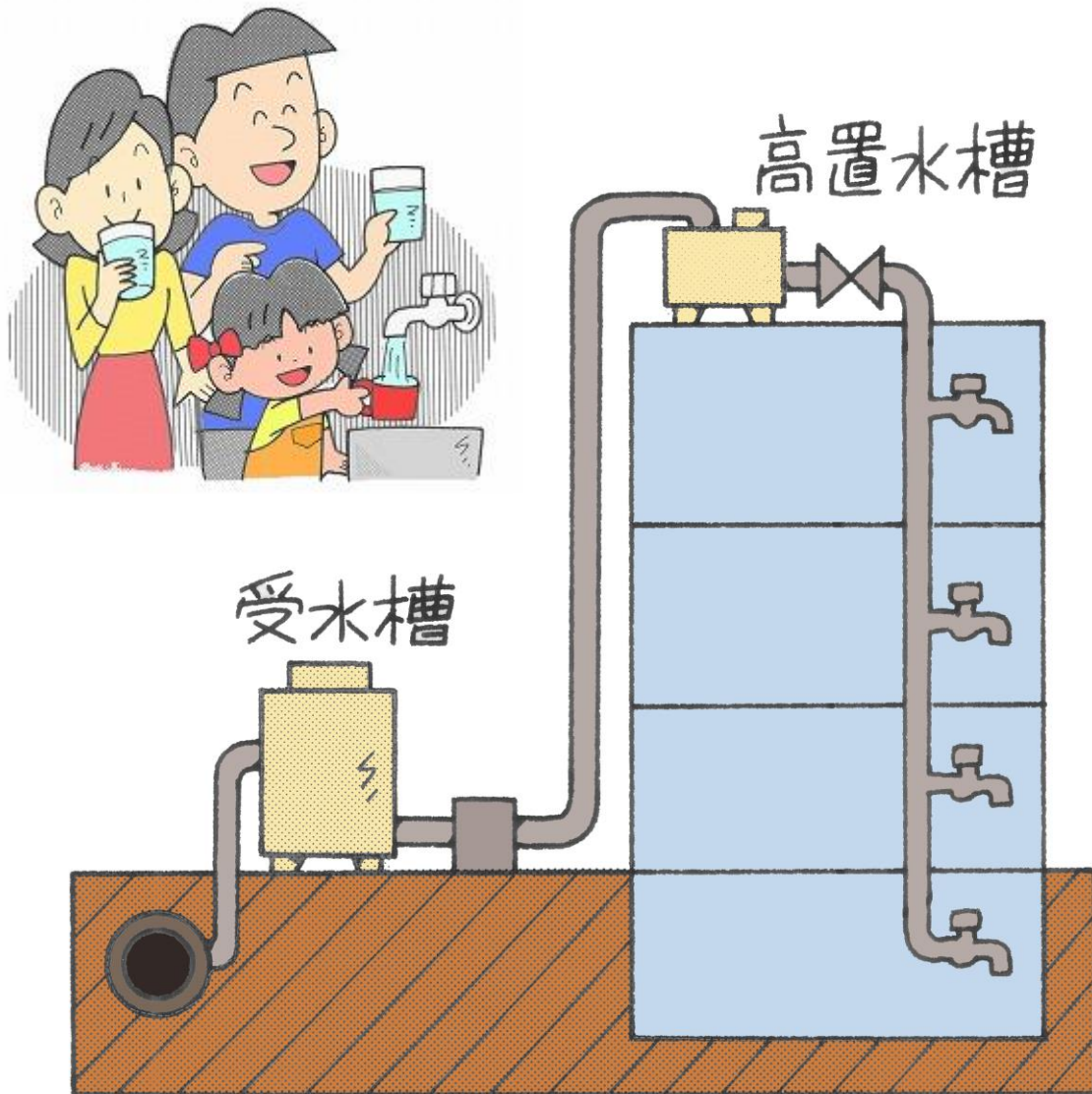


簡易専用水道の衛生管理

あなたの飲み水は安全ですか



受水槽※をもつ水道のうち、受水槽の容量が10 m³を超えるものは、水道法で「簡易専用水道」とよばれ、設置者が衛生的に管理することが義務付けられています。

このパンフレットは、その衛生的な管理についてとりまとめたものです。

簡易専用水道とは

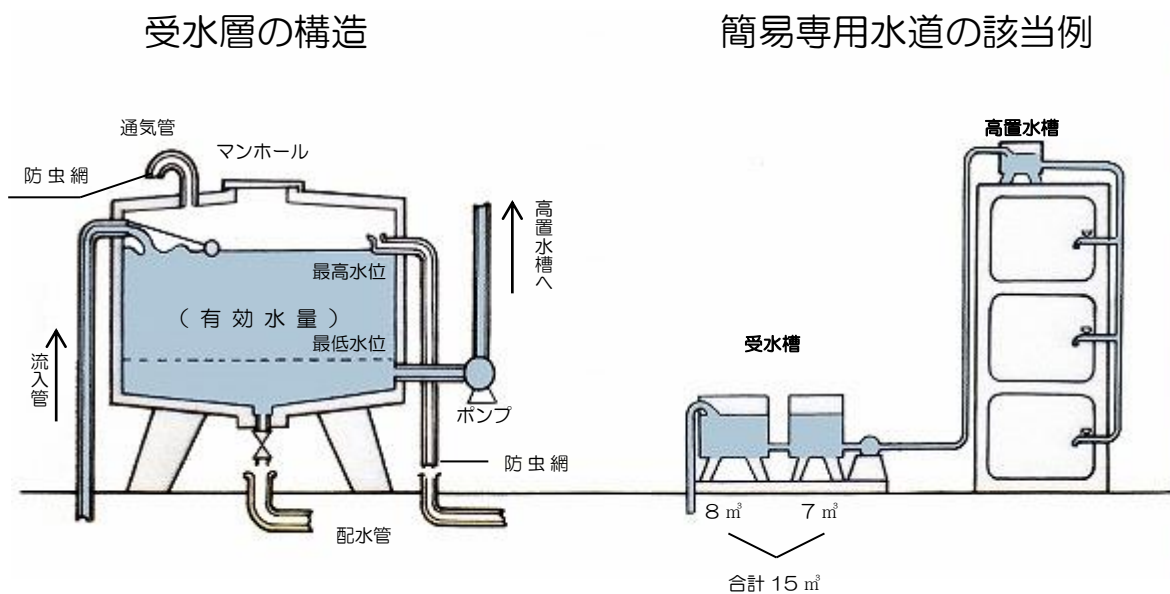
都や市などの水道から供給される水だけを水源として、その水をいったん受水槽にためてから給水する水道のうち、受水槽の有効容量の合計が10 m³を超えるものを「簡易専用水道」といいます。ただし、工場などに設置しているなど、まったく飲み水として使用しない場合は、簡易専用水道には該当しません。

また、地下水(井戸水)や沢水などを受水槽にためて供給しているものは、簡易専用水道ではありませんが、100人を超える居住者に供給する場合または一日最大給水量が20 m³を超える場合は、「専用水道」として別の規制を受けます。

※ 受水槽

飲用水をためるタンクで、給水管(水道管)からの水道水が、最初に入るのが受水槽です。

受水槽は、昭和50年建設省告示で、周囲と上下が容易に点検・管理できるもの(床置型受水槽)を設置することが決められています。



簡易専用水道の管理

1 厚生労働大臣の登録を受けた検査機関による 検査を受ける義務

設置者は、毎年1回、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して検査(有料)を受けなければなりません。この検査は、水質検査ではなく、施設の衛生状態や図面・書類を主にチェックします。

主な検査内容は次のとおりです。

①水槽等の外観検査

水槽等の点検や、その周辺の状況についての検査

②書類検査

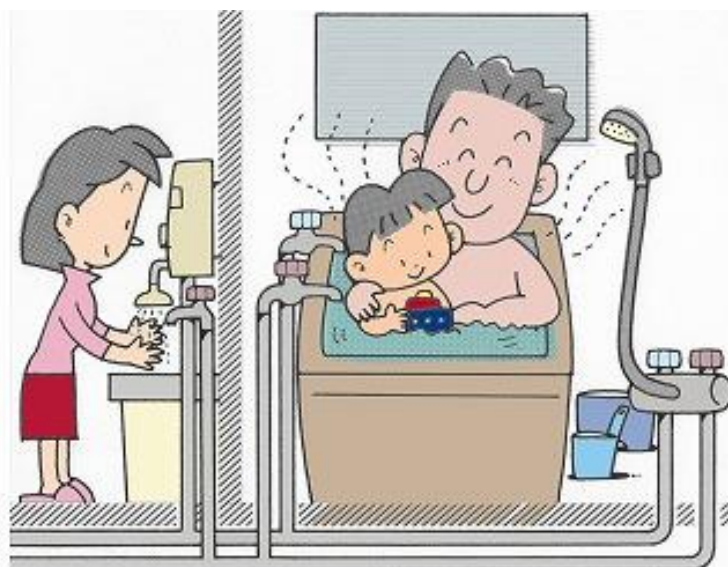
設備等の関係図面、水槽の清掃記録、日常の点検・整備の記録等の検査

③水質のチェック(水道法水質基準についての水質検査とは異なります)

給水栓における水の臭気、味、色、色度、濁度及び残留塩素の検査

検査の結果、検査機関から特に衛生上問題があるため保健所に報告するよう助言を受けた場合は、直ちに施設を管轄する保健所に報告する必要があります。また、それ以外の場合でも検査結果については、速やかに保健所に報告してください。【水道法施行細則】
なお、この検査を受けないと罰則が適用されることがあります。【水道法】

厚生労働大臣の登録を受けた検査機関については、保健所にお問合せ下さい。



2 衛生的な管理

設置者は、施設を衛生的に管理する義務があります。設置者が直接管理しない場合でも、管理者を定め責任の所在を明確にしてください。

設置者は、次のような点について衛生管理を行ってください。

(1) 貯水槽の清掃

受水槽、高置水槽の清掃は最低年1回義務付けられています。【水道法施行規則】施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存してください。

(2) 施設の点検・整備

施設の点検は月に1回行ってください。

なお、地震や大雨などがあった場合は、速やかに点検してください。また、点検で欠陥を発見したときは、速やかに改善・整備してください。

主な点検内容は、次のとおりです。

- 水槽周囲の整理整頓
- 水槽の破損・亀裂の有無
- マンホールの密閉・施錠
- オーバーフロー管、通気管の防虫網の設置
- 水槽内部の状態

(3) 水質検査の実施

ア 水の状態を観察(毎日)

透明なガラスコップに蛇口から水道水を採り、水の色、濁り、におい、味をチェックしてください。

イ 残留塩素の測定(週1回)

専用の測定器により残留塩素の測定を行ってください。

残留塩素が検出されなかったり、急激に低下した場合は、水が汚染されている場合があります。

水の状態に異常があった場合は、保健所に相談してください。



ウ 水道法水質基準についての水質検査(年1回)

年1回は水質検査を行い、安全を確認してください。

水質検査の項目

一般細菌、大腸菌、有機物、
塩化物イオン、pH 値、味、
臭気、色度、濁度



(4) 図面・書類の保管

施設の図面は常時保管し、点検記録、水質検査記録等の管理の記録は5年間保存してください。

3 保健所への届出

次の場合は、届出が必要です。【水道法施行細則】

- 簡易専用水道の給水を開始したとき
- 簡易専用水道を変更又は廃止をしたとき
- 厚生労働大臣の登録検査機関の検査を受検したとき

汚染事故が起きたとき

水質に異常を認めたときや、給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、次のような措置をとることが義務づけられています。【水道法施行規則】

- (1) 水質に異常を認めたときは、水質基準のうち必要な項目について水質検査を行う。
- (2) 給水された水により健康を害するおそれがあるとわかったときは、直ちに給水を停止し、関係者(使用者など)に周知する。

また、水質の異常の他、事故が発生した場合は速やかに保健所および水道局に連絡し、その指示にしたがってください。事故の原因の除去、給水の再開等についても、保健所の指示にしたがってください。



関係法令抜粋

水道法

(用語の定義)

第3条第7項 この法律において「簡易専用水道」とは、水道事業の用に供する水道及び専用水道以外の水道であつて、水道事業の用に供する水道から供給を受ける水のみを水源とするものをいう。ただし、その用に供する施設の規模が政令で定める基準以下のものを除く。

(簡易専用水道)

第34条の2 簡易専用水道の設置者は、厚生労働省令で定める基準に従い、その水道を管理しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の管理について、厚生労働省令の定めるところにより、定期に、地方公共団体の機関又は厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けなければならない。

(検査の義務)

第34条の3 前条第2項の登録を受けた者は、簡易専用水道の検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、簡易専用水道の管理の検査を行わなければならない。

(改善の指導等)

第36条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理が第34条の2第1項の厚生労働省令で定める基準に適合していないと認めるときは、当該簡易専用水道の設置者に対して、期間を定めて、当該簡易専用水道の管理に関し、清掃その他の必要な措置を採るべき旨を指示することができる。

(給水停止命令)

第37条 厚生労働大臣は水道事業者又は水道用水供給事業者が、都道府県知事は専用水道又は簡易専用水道の設置者が、前条第1項又は第3項の規定に基づく指示に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときは、その指示に係る事項を履行するまでの間、当該水道による給水を停止すべきことを命ずることができる。同条第2項の規定に基づく勧告に従わない場合において、給水を継続させることが当該水道の利用者の利益を阻害すると認めるときも、同様とする。

(報告の徴収及び立入検査)

第39条第3項 都道府県知事は、簡易専用水道の管理の適正を確保するために必要があると認めるときは、簡易専用水道の設置者から簡易専用水道の管理について必要な報告を徴し、又は当該職員をして簡易専用水道の用に供する施設の在る場所若しくは設置者の事務所に立ち入らせ、その施設、水質若しくは必要な帳簿書類を検査させることができる。

(罰則)

第53条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

九 第37条の規定による給水停止命令に違反した者

第54条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

八 第34条の2第2項の規定に違反した者

第56条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第52条から第53条の2まで又は第54条から第55条の2までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

水道法施行令

(簡易専用水道の適用除外の基準)

第2条 法第3条第7項ただし書に規定する政令で定める基準は、水道事業の用に供する水道から水の供給を受けるために設けられる水槽の有効容量の合計が10 立方メートルであることとする。

水道法施行規則

第4章 簡易専用水道

(管理基準)

第55条 法第34条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。
- 二 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- 三 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。
- 四 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(検査)

第56条 法第34条の2第2項の規定による検査は、1年以内ごとに1回とする。

2 検査の方法その他必要な事項については、厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

水道法施行細則

第4章 簡易専用水道

(給水開始等の報告)

第10条 簡易専用水道の設置者は、当該簡易専用水道の給水を開始したときは、速やかに別記第13号様式による報告書により区長に報告しなければならない。

2 簡易専用水道の設置者は、前項の報告書に記載した事項に変更があったとき又は簡易専用水道を廃止したときは、速やかに別記第14号様式による報告書により区長に報告しなければならない。

(受検等の報告)

第11条 簡易専用水道の設置者は、法第34条の2第2項の規定により簡易専用水道の管理について厚生労働大臣の登録を受けた者の検査を受けたときは、速やかに次の各号に掲げる事項を記載した受検報告書により区長に報告しなければならない。

- 一 設置者の住所及び氏名(法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名)
- 二 簡易専用水道の名称及び所在地
- 三 受検した登録検査機関の名称及び検査年月日
- 四 判定基準に適合しなかった事項
- 五 その他区長が必要と認める事項

2 簡易専用水道の設置者は、前項の検査を受け、検査を行った者から特に衛生上問題があるとして、区長にその旨を報告するよう助言を受けたときは、直ちに、区長に報告しなければならない。

(帳簿等様式例)

(月分)

残留塩素等の測定記録

検査日時	検査者	検査場所()					備考
日(曜日) 時刻		色	濁り	におい	味	遊離残留塩素(ppm) <7日に1回>	
1日(月) :							
2日(火) :							

水槽などの点検(異常の有無)

年月日	受水槽	高置水槽	給水設備	付近の清掃等 管理状況	備考
	有・無	有・無	有・無	良・否	

目黒区保健所 生活衛生課

環境衛生係

電話 03-5722-9500